

寒河江市選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第63条及び同法第65条の規定により、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における寒河江市選挙区の開票の場所及び日時を、次のとおり決定する。

令和8年2月3日

寒河江市選挙管理委員会
委員長 高橋達也

- 1 場 所 寒河江市中央公民館 2階 ホール
寒河江市大字西根字石川西333番地
- 2 日 時 令和8年2月8日 午後8時00分